

厚生労働省発生食 0217 第 14 号
令和 5 年 2 月 17 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信
(公 印 省 略)

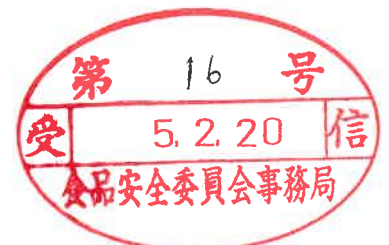
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）について、次の改正を行うこと。

1. 第二のD 成分規格・保存基準において、既存添加物「アグロバクテリウムスクシノグリカン」、「アスペルギルステレウス糖たん白質」、「うに殻焼成カルシウム」、「ウルシロウ」、「エレミ樹脂」、「塩水湖水低塩化ナトリウム液」、「カワラヨモギ抽出物」、「カンゾウ油性抽出物」、「グァーガム酵素分解物」、「クエルセチン」、「グルコサミン」、「くん液」、「ゲンチアナ抽出物」、「香辛料抽出物」、「酵素処理レシチン」、「コメヌカロウ」、「サトウキビロウ」、「サバクヨモギシードガム」、「シェラックロウ」、「ジェルトン」、「シタン色素」、「ジャマイカカシア抽出物」、「植物炭末色素」、「精油除去ウイキョウ抽出物」、「セイヨウワサビ抽出物」、「造礁サンゴ焼成カルシウム」、「粗製海水塩化カリウム」、「チクル」、「チャ抽出物」、「トウガラシ水性抽出物」、「トレハロース」、「生コーヒー豆抽出物（ペースト品、液体品）」、「乳清焼成カルシウム」、「ヒ



- アルロン酸」、「フィチン（抽出物）」、「分岐シクロデキストリン（粉末品）」、「ヘプタン」、「没食子酸」、「ミルラ」、「メバロン酸」、「モクロウ」、「レイシ抽出物」、「ロシン」、「ローズマリー抽出物（水溶性）」及び「ローズマリー抽出物（非水溶性）」に係る成分規格を設定すること。
2. 指定添加物「アスパルテーム」の成分規格について、国際整合性、試験の精度の向上及び試験の実行性の観点から純度試験の項目を改正すること。
 3. 「エンジュ抽出物」の成分規格について、規定の精緻化を目的として食品添加物の名称及び定義の項目を改正すること。また、試験法の記載整備の観点から純度試験の項目を改正すること。
 4. 添加物製剤「過酢酸製剤」の成分規格について、規定の精緻化及び試験の精度の向上を目的として含量及び定量法の各項目を改正すること。
 5. 既存添加物「カラシ抽出物」の成分規格について、規定の精緻化及び試験の精度の向上を目的として分子量、含量、確認試験及び定量法の各項目を改正すること。
 6. 指定添加物「酢酸エチル」の成分規格について、試験の精度の向上及び国際整合性の観点から含量、確認試験、屈折率、比重及び定量法の各項目を改正すること。
 7. 既存添加物「植物タンニン」の成分規格について、規定の精緻化を目的として定義及び含量の各項目を改正すること。
 8. 指定添加物「テルピネオール」の成分規格について、規定の精緻化を目的として確認試験の項目中における赤外吸収スペクトルの波数を改正すること。
 9. 指定添加物「二酸化チタン」の成分規格について、第8版から第9版食品添加物公定書への改訂時に行った改正に伴い、純度試験及び強熱減量の各項目を改正すること。